

重度心身障害者移動サービス利用助成券を交付します

☎福祉事務所 ☎22-1400

心身に重度の障がいがある方の社会参加を促進するため、移動サービス利用助成券を交付します。

次の助成内容のどちらか一方を選択してご利用ください。

- 助成内容
 - ・タクシー券 1カ月当たり3枚を助成（1枚500円分）
 - ・燃料券 自動車の燃料費1カ月当たり1枚を助成（1枚1,000円分）

- 対象者
 - ①身体障害者手帳「1級・2級」の方、足（脚）に不自由があり障害部位別の等級が「3級」の方、内部障害（心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害、肝臓の機能障害）があり、

- 障害部位別の等級が「3級」の方
- ②療育手帳「A」の方
- ③精神障害者保健福祉手帳「1級・2級」の方

※所得制限や市税納付状況などの条件があります。また、施設入所者や3カ月以上医療機関入院者、高齢者対象の高齢者タクシー利用助成券交付者は除きます。

- 申請に必要な物
 - ①印鑑、②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか、③自動車検査証、④運転免許証（③④は燃料券を選択した場合）

- 申請受付開始日 3月28日（月）
- ※助成券の利用は4月1日からです。申請が遅れると、1カ月単位で助成券の交付枚数が減ります。

- 申請場所 福祉事務所
- ※タクシー券は、4月8日（金）までは市役所1階ホール臨時福祉窓口、11日（月）以降は市民課でも可。

■燃料券希望時の注意事項
燃料券を希望する本人が、自動車を自ら運転しない場合は、次の要件が必要です。

- ①身体障害者手帳や療育手帳の種別が「1種」の方、精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方は、本人が自動車を所有し、本人の利用のために同居する家族が運転する場合
- ②療育手帳、18歳未満で身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、本人の利用のために、同居している家族の方が自身の所有する自動車を運転する場合

軽自動車等に関するお知らせ
廃車等手続きはお早めに！

原付バイクや農耕作業車、軽自動車などは、4月1日現在で登録されている方に1年分の軽自動車税が課税されます。軽自動車税は、月割り課税・還付はありません。現在使用していない車両を登録したままの場合や、名義人が死亡・転出している場合は、3月末までに廃車・名義変更手続きを済ませてください。3月は、車両の登録・廃車等で窓口が大変混雑します。できるだけ早い時期に手続きを済ませてください。

- 車種別の手続き先
 - ・原付バイクや農耕作業車など 税務課 ☎22-1313
 - ・軽四輪・軽二輪など 宮城県軽自動車協会 ☎022-388-6033
 - ・二輪小型自動車 東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011

医療費の適正化に
努めましょう

1人当たりの医療費は年々増加しています。医療機関などを上手に受診し医療費の節約につなげましょう。

- 節約のポイント
 - ①かかりつけ医を持ちましょう
かかりつけ医を持つと、初・再診料がかからなくなる場合があります、日常的な医療相談に応じやすくなります。
 - ②休日・夜間の受診は控えめに
緊急時以外は、医療費が加算される休日・夜間の受診はできるだけ控えましょう。
 - ③ジェネリック医薬品を活用しましょう
ジェネリック医薬品は比較的安く購入できるというメリットがあります（治療内容によっては適さない場合があります）ので医師や薬剤師にご相談ください。
- ☎健康推進課 ☎22-1362

第2回市民との意見交換会
を開催します

市議会では、各地区公民館を会場に「市民と議会の意見交換会」を開催します。より良い議会運営や市政発展につなげていくため、市民の皆さんのご意見をお聞かせください。事前の申し込みは不要ですので、当日会場にお越しください。

- 日時・会場
 - ・3月23日（水） 斎川公民館・白川公民館・小原公民館
 - ・3月24日（木） 大平公民館・深谷公民館・大鷹沢公民館
 - ・3月25日（金） 福岡公民館・中央公民館・越河公民館
- 各会場19:00から20:30まで
- ※受け付けは18:30から
- ※詳しくは「しろいし市議会だより」第180号（1月31日発行）をご覧ください。
- ☎議会事務局 ☎22-1351

■人口 35,562人（前月比）-31人
男17,386人 女18,176人
■出生件数 21件 ■死亡件数 49件
■世帯数 14,105世帯 ※住民基本台帳から、1月31日現在

市内の交通事故 1月1日～31日 ※（ ）は1月からの累計
■発生件数 89件(89件) ■死亡者数 0人(0人)
■負傷者数 1人(1人) ■物損件数 88件(88件)
■飲酒運転摘発者数 0人(0人)

異動の時期は国民年金の届け出が必要です

結婚や就職、転職、退職などで、国民年金第1号被保険者に変更になった方は、2週間以内に届け出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

■国民年金の手続き

変更前	異動内容	変更後	手続き場所	手続きに必要な物
第1号被保険者（学生・自営業者など）	就職して厚生年金などに加入したとき	第2号被保険者	勤務先	勤務先にお問い合わせください
	厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先にお問い合わせください
第2号被保険者（会社員・公務員など）	住所や氏名が変わったとき	引き続き第1号被保険者	市民課国民年金相談係	年金手帳・印鑑・運転免許証などの身分証明書
	60歳になる前に退職したとき	第1号被保険者	市民課国民年金相談係	年金手帳・印鑑・資格喪失証明書・運転免許証などの身分証明書
第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）	退職し、厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先にお問い合わせください
	住所や氏名が変わったとき	引き続き第2号被保険者	勤務先	勤務先にお問い合わせください
第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）	就職して厚生年金などに加入したとき	第2号被保険者	勤務先	勤務先にお問い合わせください
	配偶者が退職したとき、または扶養されなくなったとき	第1号被保険者	市民課国民年金相談係	年金手帳・印鑑・資格喪失証明書・運転免許証などの身分証明書

※日本国内に居住している20歳から60歳までの方は、国民年金の被保険者です。

☎大河原年金事務所 ☎0224-51-3111
市民課 ☎22-1312
日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp

紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます（敬称略）。

特定非営利活動法人 小十郎まちづくりネットワーク 理事長 佐藤 賢一、鈴木 浩介



▲特定非営利活動法人小十郎まちづくりネットワークの皆さんと風間市長

平成28年度高齢者タクシー
利用助成券を交付します

公共交通機関を利用できない満65歳以上の在宅高齢者の方に、タクシー料金の一部を助成します。次の要件にすべて該当する方が対象です。利用を希望する方は、手続きをしてください。

- 対象者
 - ①要介護3以上の認定を受けている方
 - ②市民税非課税の方
- 助成内容 助成券は1カ月当たり3枚（1枚500円分）を単位として交付します。ただし、施設入所者や3カ月以上長期入院者、障害者を対象とした重度心身障害者移動サービス利用助成券の交付を受けている方は利用できません。
- 申請に必要なもの
 - ①印鑑、②介護保険被保険者証

●受付開始日 3月28日（月）
※助成券の利用は、4月1日からです。申請が遅れると、1カ月単位で助成券の交付枚数が減るので、注意してください。

- 受付場所
 - ・3月28日（月）～4月8日（金） 長寿課（総合福祉センター内）、市役所1階ホール臨時福祉窓口
 - ・4月11日（月）以降 長寿課、市民課
- ☎長寿課 ☎22-1361

市民課・税務課・収納管理室・健康推進課の
休日窓口を開設します！

- 日時 3月26日（土）9:00～16:00
4月3日（日）9:00～16:00
- 取扱内容
 - ①住民異動届（転入・転出・転居など）
 - ②通知カード受け取り・個人番号カード交付
 - ③国民年金・国民健康保険などの手続き
 - ④印鑑登録
 - ⑤住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明などの交付
 - ⑥所得証明などの交付
- ⑦納税相談など
※内容によっては、取扱いできないものもあります。詳しくは、事前に各課へお問い合わせください。
- 持ち物 ①運転免許証・保険証などの身分証明書、②通知カードまたは個人番号カード、③印鑑（手続き内容によって必要な場合があります）
- ☎市民課 ☎22-1312
税務課・収納管理室 ☎22-1313
健康推進課 ☎22-1362

3月の上下水道事業所
夜間窓口

- 日時 3月25日（金）17:15～20:00
- 場所 上下水道事業所（城北町）
※取り扱いは上下水道料金・使用料、下水道事業受益者負担金など、上下水道に関連するものです。
- ☎上下水道事業所 ☎25-5522

NHK大河ドラマ「真田丸」OA中！

3月は
国民健康保険税（9期）
後期高齢者医療保険料（9期）
の納期です

「夜間収納総合窓口」開設

- 日時 3月25日（金）
17:15～19:30
- ※納税相談は20:00まで
- 場所 収納管理室・会計課
- ※毎月25日に開設します。
（土・日・祝日の場合は翌開庁日）